

広報 アノロ

令和5年7月1日
第111号
栗山町開拓記念館

はじめに

文化財とは、辞典などでは「人間の文化によって残された有形・無形のものうち、価値（文化的価値）を広く認められたものの総称を指す日本語」とされています。今年（令和五年）栗山町で新たに二件の有形文化財指定が行われました。栗山町では次の十二件が有形・無形文化財として指定されています。

（平成十八年指定）

- ①「泉記念館」有形（建築物）
- ②「泉家文書」有形（古文書）
- ③「泉麟太郎君記念碑」有形（石碑）（平成二十年指定）
- ④「栗山親子獅子舞」無形（民俗文化財）
- ⑤「栗山親子獅子舞用具」有形（民俗文化財）
- ⑥「角田獅子舞」無形（民俗文化財）
- ⑦「千瓢彫（木彫の鮭）」有形（美術彫刻）（平成二十一年指定）
- ⑧「深鉢型土器」有形（考古）（平成二十五年指定）
- ⑨「高木兼寛の書」有形（書跡）
- ⑩「乃木希典の書」有形（書跡）（令和五年指定）
- ⑪「角田神社奉納額」有形（歴史資料）
- ⑫「角田村道路元標」有形（歴史資料）

この他に町の遺跡（遺物包含など）として鳩山地区など町内全域の三十六箇所、墳墓一箇所があり、国の登録有形文化財（建造物）としては、小林酒造の建造物（古建築）など十三件の登録が行われています。

今回の「広報アノロ」では新たに指定が行われた二件の有形文化財についてご紹介いたします。

一、「角田神社の奉納額（絵馬）」

角田神社に奉納された額装板絵の「絵馬」で木製・彩色（板絵）で作られています。

○画題

伝説『武内宿禰（たけのうちのすくね）と誉田別命（ほむたわけのみこと）と神天皇』

○サイズ

縦一五三×横一〇六cm
（絵馬部分）二二六×八二cm

○奉納者

佐倉農場主（堀田農場）
（※貴族院議員・伯爵・堀田正恒）

○奉納年

大正六（一九一七）年五月

○絵馬の記載

「大正六年五月 佐倉農場主納」「香浦謹寫・落款」（※裏面等には記載なし）

○絵馬の制作者

落款の署名・（サイン）の「香浦」から日本画家の森山香浦



角田神社の奉納額（絵馬）

（二）「奉納額（絵馬）」とは

○「寿都町の絵馬」「北海道博物館研究紀要第五号」二〇二〇年より

（北海道博物館学芸員 田中祐未）

「神社や寺院に奉納された絵馬には、神仏に対する願いや感謝の気持ちが入められている。「絵馬」という名前の通り、馬を描いたものもあるが、馬以外の動物を描いたもの、歴史上の人物を描いたものなど、その画題は多岐にわたる。また、絵馬には、奉納者の名前や住所、奉納年月日、作者の落款や署名などが記されていることが多い。絵馬から得られる情報は、さまざまな学問分野にとって貴重な史料となる。たとえば、ある地域内の社寺に奉納された複数の絵馬から画題の傾向を分析することによって、奉納された地域の信仰や生活文化について知ることが出来る。また、美術史的な観点から、様式などについて追究することもできる。絵馬は、その史料価値の高さから、保存と活用を推進すべき文化財といえる」。

（二）角田神社の奉納額（絵馬）

角田神社奉納額の「武内宿禰（たけのうちのすくね）と応神天皇・誉田別命（ほむたわけのみこと）」は、大正六年五月に佐倉農場（後に堀田農場）から角田神社に納められたもので、絵馬の画題（テーマ）は伝説上の人物である武内宿禰が、後に応神天皇となる誉田別命を抱く姿が描かれています。図像的には、誉田別命を抱く武内宿禰の像は一般的なもの、五月人形や軸絵などのモチーフなどにも使われていました。

武内宿禰の画題は、祭神として祀る鳥取市の宇倍神社でもお金に縁があり（戦前の紙幣にも武内宿禰の肖像がよく使用されていた）、商売繁昌の神様として参拝者が多いことでも知られ、その縁起にもあやかり（農場経営の成功、農作物の豊作など）、また、奉納者である堀田家の先祖が武内宿禰と伝えられていることから、この画題とされた額であるとも想像されます。

現在神社が保有する奉納額はこの一点のみで、当然以前にも奉納されたものもあったと想像されますが、残念ながら神社の創建以来の改築等の過程で、この資

料のみが社殿内に遺されたものと思われる。

（三）佐倉農場（堀田農場）

「佐倉農場（堀田農場）」は千葉県印旛郡佐倉町の旧佐倉藩主で、貴族院議員でもあった堀田正恒伯爵家が、大正四（一九一五）年四月に、元福井正之が経営した角田、共和、大井分、阿野呂、三日月、富士、中里、継立、栗山にまたがる「福井農場」を、福井が早逝（明治四十一（一九〇八）年）した後、後継者の福井善吉から買収したものです。戦前まで旧法の農地解放を進めながら経営されていました。この農場は七七〇町余歩（ha）の規模をもち、栗山町（角田村）内では北大（学田）農場に次ぐ大農場でした。堀田家では栗山での農場買収以前にも、十勝の土幌町で大正一（一九一二）年から、未開墾地一九〇〇haの貸付許可を受けて大規模な農場経営にも着手し、今も「佐倉」の地区名が残されています。

（四）奉納額（絵馬）の制作者「森山香浦」

明治十四（一八八一）年、昭和三十三年（一九五八）年千葉県佐倉市に生まれる東京美術学校日本画選科卒業

○「森山香浦氏略伝」（現今名家書画鑑）

川島正太郎 明治三十五年より

（現在東京市小石川区初音町十二）

旧佐倉藩士、森山春温の三男にして、明治十六年一月、其藩邸に生まる。名は驥三郎、香浦は其号なり。

幼より絵画を嗜み、初め村越如蘭氏に就き画法を学び、明治二十八年、上京し古澤雪田氏に就き、爾来日夜研鑽しつづあり。其作画を美術協会展覧会に出陳し、褒状を受け、同三十四年日本画会に出品し、優等百画に当選す。

○「森山香浦（双鶴図衝立）絹本着色」（「城」と町人と）二〇一八年佐倉市教育委員会） 縦百十二cm横百二十一cm

森山香浦（一八八一～一九五八年）は、本名を驥三郎といい、佐倉藩士・森山春温の三男として生まれた。森山春温の父友太夫は佐倉藩の吟味役であり、春温は維新後印旛県に出仕している。香浦は、はじめ村越如蘭に絵画の手ほどきを受け、看護兵として日露戦争に従軍後、明治三十九（一九〇六）年に東京美術学校日本画選科に入学している。美術学校卒業後は、日本美術協会や帝国美術院展覧会等に数度出品し、入選しているが、美術界に大きな足跡を残すというよりは、一般の需要に答えるため孔雀や吉祥を表した花鳥図を数多く残した。本作は、最後の佐倉藩主・堀田正倫の佐倉の邸宅である旧堀田邸に伝わる。本作の制作された大正三（一九一四）年に正倫の養嫡子・堀田正恒（一八八七～一九五一年）が正五位に叙せられた。

・作品・佐倉市立美術館「双鶴図衝立」、船橋市所蔵作品「鶏図」、佐倉市麻賀多神社奉納額など

その他に、東京藝術大学卒業制作

（裏面へ続く）

二、「角田村道路元標」

- 所在地 栗山町角田一五七
(農村環境改善センター脇)
- 所有者 栗山町
- 素材 コンクリート
- サイズ 六〇(九五)×二五×二五cm
(碑面刻字は(表)「角田村道路元標」
(裏)「昭和八年建設 北海道廳」)



角田村道路元標

(一)「道路元標(げんぴょう)」とは

大正八(一九一九)年四月十一日に勅令第四六〇号で公布された道路法施行令では、市町村単位での道路の起点・終点および町村の位置を示す指標として道路元標の設置が義務付けられました。道路法施行令には「道路元標ハ各市町村二一箇ヲ置ク」とあり、現在、各地に残る旧町村名が記された道路元標は、この施行令に基づいて大正九(一九二〇)年以降に各市町村により設置されたものです。

同年三月二十四日の「北海道庁告示第二二〇号」で、「道路元標位置ヲ左ノ通定ム但シ位置圖ハ北海道廳ニ備ヘ置ク大正九年三月二十四日北海道廳長官笠井信一名稱角田村元標所在地夕張郡角田村字アノロ四十五番地先」と記されています。

日本で一番有名な道路元標は、日本橋の橋面に埋め込まれた日本国道路元標で、本来は東京市の道路元標でした(東京市の道路元標は国の重要文化財「日本橋」の附(つけたり)指定)。

しかし、昭和二十八(一九五三)年に施行された町村合併促進法により、旧町村が統合・合併したため(昭和の大合併)、旧町村の道路元標はその存在意義が失われ、さらに旧町村自体が消滅することで、その管理義務も消失しました。また同年には道路法も改正され、道路元標の地位は当初の基点を示す指標から単なる道路の付属物へと失墜しています(改正道路法では道路元標の設置・保守義務はない)。そのため、道路の拡張工事などの際に、廃棄処分されてしまった道路元標も多くあったようです。

(二)道路元標の設置場所

個々の道路元標の設置場所は国が指定したのではなく、各市町村それぞれの裁量に任されていました。

道路元標は道路に付属する基標であり、各市町村間の里程を示す指標でもあるので、所在がはっきりとする場所に設置されています。例えば、市町村の中心部(揭示場付近など)、市町村役場の前、役場付近の主要道路(それも交差点付近)などです。つまり、人の往来が多く、人目に付きやすい場所(主に道路の脇)に設置されていました。現在、公共施設(小学校、公民館、公園)や神社の敷地内に道路元標が残っている場合、その元標は何らかの理由で、本来あった場所から移

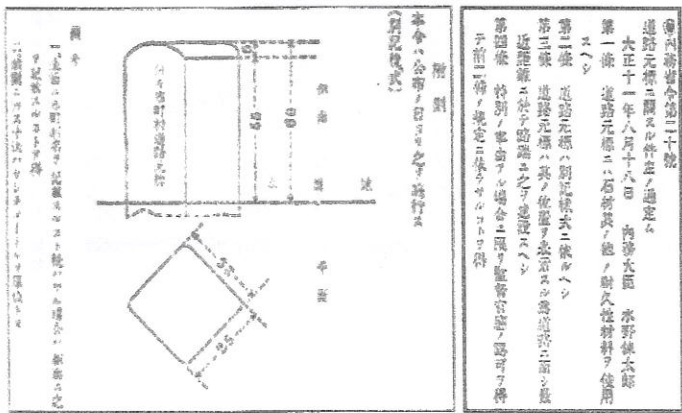
動させられた可能性が高いものと想像されます。ただ、寺院に村役場が置かれていた例や、かつての村役場の跡地に公民館が建っている例もあるので、道路ではなく建物の敷地内に道路元標が残っているからといって、それがどこからか移築されたものとは限らない例もあります。管理の利便性から、村役場の敷地内に設置された道路元標も多かったと思われる。角田村道路元標も、角田にあった村役場周辺に置かれたものと思われるが、その最初の位置は不明です。

(三)道路元標の仕様

道路元標の仕様は施行令で「道路元標ニハ石材其ノ他ノ耐久性材料ヲ使用スヘシ」と義務付けられていました。大正十一(一九二二)年の内務省令により、道路元標は二五cm角の柱、高さは地盤から六〇cm、「何々市町村道路元標」と刻むことが指定され、現存する元標の材質はほとんどが花崗岩(御影石)ですが、コンクリートが使われているものもあります。コンクリートは大正時代初期頃から、石に代わる耐久性材料として認知され、一般的に使われ始めたものです。

元標の形状は頂部(約五cm)に曲面加工を施した角柱であり、地上へ露出した部分は五つの面(曲面一つ、平面四つ)で構成されています。施行令では道路元標の寸法は、一辺が二五cm、高さが約六〇cm(地上への露出高)と規定されていたのですが、規格外れの物(法令の寸法が守られていない)が意外に多く存在しています。

道路元標の根入れ長(基部の地中への埋め込み深さ)は角柱としての全長が約九五cmなので、約三五cmとなります。ただし、地面への固定方法には規定がなかったようで、コンクリートの基礎が打たれている例もあります(これは後年に固定し直した可能性も大きいですが)。元標の正面は道路元標と彫られた面で、この面が主要道路に向いています。刻字は原則的に一面のみですが、角田村道路元標の場合、裏面に「昭和八年建設北海道廳」の文字が刻まれています。道路の基標であり、道標ではないので里程は記されていない。なお、「角田村道路元標」のように側面または背面に建立年が彫られているものも存在します。



大正11年(1922)8月18日「内務省令」第20号

おわりに

これまで『広報アノロ』では、栗山町の登録文化財十件について、「栗山町の文化財」として、五十五号(平成十八年七月)、五十九号(平成十九年七月)、六〇号(平成十九年九月)、九十八号(平成二十八年九月)の各号で紹介してきました。新たな町の文化財を地域の宝として守り・残し・後世に伝えて行きたいと思えます。

「広報アノロ」第二一〇号 修正箇所

○表面二段目後ろから四行目

「北海道農業試験場」↓「農業試験場」

○表面三段目十九行目

「北海道農事試験場」↓「北海道農業試験場」

農業に関する試験研究のため、明治以降国立の農事試験場が発足します。北海道では、早くから開拓使による公的な試験場(札幌官園など)がありましたが、現在に続くのは明治三十四年に設置された「北海道農事試験場」です。昭和十七年にはこれと北海道庁種畜場、北海道庁種羊場が「北海道農業試験場」として併合されますが、戦後は事業効率化を進めるため、昭和二十五年に国立と道立に分離します。前者は平成十三年には独立行政法人として「農業技術研究機構北海道農業研究センター」に再編され、後者は「北海道立農業試験場」となっています。今回はメロンの試験と組織併合の時期関係が明確に把握できなかったため、混乱を防ぐ意味で一般的な用語として「農業試験場」に統一させていただきます。

栗山町開拓記念館特別展

七月七日より八月三十一日

「角田神社奉納額(絵馬)」と栗山町の指定有形文化財展

○新収資料(四月〜六月)

◆四月一日 高橋 一秀様(桜岡二)

古写真六点

◆四月十二日 熊野 晴康様(青森県)

古写真一点

◆四月十五日 鎌田 豊子様(日出)

化粧まわし「大正山」一点

膳と什器各二〇点

◆四月十七日 鈴木 克紀様(中央二)

古写真一点

◆五月二十五日 高倉 淳様(松風二)

書籍二点

◆六月八日 則武 節子様(角田)

明治中期の古文書多数、古写真

木彫レリーフ

栗山町開拓記念館では栗山の歴史や産業・文化に係る地域の資・史料を収集しています。何かお気づきのものなどあればご連絡ください。

☎6035

(執筆者)

栗山町史資料調査室

青木 隆夫

(監修)

栗山町開拓記念館

栗山町教育委員会 発行